# 令和5年度 第3回 西脇市障害者地域支援協議会資料

令和5年8月24日(木)

## 5. 障害者施策に関する主な課題

#### (1) 障害のある人への理解と合理的配慮の促進

障害者差別解消法の認知度については、「西脇市障害者福祉に関するアンケート調査」 (以下「当事者アンケート」という。)結果において、前回調査よりさらに低くなっており、約85%が認知していない状況がみられます。一方で、差別を受けた経験のある障害のある人や子どもは、約14%となっており、前回調査より大きく改善されています。

しかしながら、当事者アンケート及び「西脇市障害福祉関係団体及びアンケート調査」 (以下、「団体・事業所アンケート」という。)では、障害のある人に対する市民への理解 を深める活動の充実が求められており、学校・園や地域、職場等をはじめとする社会のあ らゆる場面での取り組みが必要です。

市では、障害のある人の人権に関する啓発の一層の充実を図ることに加えて、市職員対応要領に基づく研修等により差別に対する意識啓発を推進するとともに、合理的配慮の義務化に対する周知の徹底が求められています。

また、障害のある人は、どのようなことに困っているのか、自分たちに出来ることは何か、市民ひとりひとりが考え行動することが出来るよう、子どもの頃からの福祉教育にも 一層力を入れていくことが重要です。

障害についての理解を深め、障害のある人に対する障害を理由とする不当な差別を解消し、合理的配慮を促進することにより、障害のあるなしにかかわらず、基本的人権が守られ、安心して暮らせるような社会をつくることが必要です。

## (2) 障害のある子どもへの支援の充実

当事者アンケートの結果では、本人の将来の暮らしを実現するための制度やサービスとして、自分に適した教育や訓練を受けられる学校・施設の充実、就労できる会社や働くための訓練施設の充実があげられています。

また、障害福祉サービス等では、放課後等デイサービスをはじめ、子どもの発達や見守りを支援するサービスの利用意向が高まっているとともに、障害の特性に合った訓練を受けられる施設の充実も求められています。

市では、健診や相談等を通じて乳幼児期での障害の早期発見を図り、早期療育に努めていますが、今後も個々の状況に応じたきめ細かな支援に取り組む必要があり、教育・保育においても、発達障害のある子ども等の増加に伴う対応が求められています。

障害のある子どもにとっては、子どもの持つ能力を育てるために、できるだけ早期から 障害特性に合わせた療育を受けることが重要です。また、子どもの発達に不安を持つ保護 者の悩み・心配の相談に対応できる相談体制の充実を図るとともに、子どもの生活の場に 応じた「サポートファイル」を作成し、教育的支援や配慮事項を就学先の学校へ確実に引 き継ぎ、ライフステージにおける切れ目のない一貫した支援をすることにより、子どもの 将来をイメージできるような情報提供を行う必要があります。

## (3) 複雑化、多様化する相談支援の充実

当事者アンケートの結果では、主な介助者(親や配偶者等)の困っていることについては、介助のために心や気持ち、体が疲れているとの回答が増加し、介助による心身の疲れがみられます。その相談先としては家族、かかりつけ医など身近なところでの相談が多くみられますが、相談支援事業所での相談割合も増えています。

また、複雑化・複合化した生活課題への相談に対応できるよう、重層的な相談支援体制の下、包括的な相談支援体制の構築が求められています。

市では、障害者基幹相談支援センターや相談支援事業所との連携による相談体制の強化に努めていますが、さらに、複雑化・複合化した生活課題に対応できる相談員の質の向上と人材の確保が必要となっています。

## (4) 多様な就労の場の確保と支援の充実

障害福祉サービスの利用実績や当事者アンケートの結果では、就労継続支援A・B型や 就労移行支援のサービス利用が増加しています。本人の将来の暮らしを実現するためには 、前回調査と同様に、自分に適した教育・訓練を受けられる学校・施設の充実とともに、 障害のある人が就労できる会社や働くための訓練施設の充実などが求められています。

また、障害のある人が就職活動をする上で、体力的・精神的な不安の解消、障害のある 人に対する企業等の受け入れ環境に関する情報や勤務時間等が合う求人の少なさなど、就 労に関する相談先の情報提供、労働時間などの労働条件が合う求人などが求められていま す。

障害のある人が会社などで就労するに当たって必要な配慮としては、職場内での障害に対する理解、障害の状況にあわせた仕事内容や勤務時間の相談ができる体制及び職場内のコミュニケーションや作業の支援などが求められています。

市では、障害福祉サービスによる障害のある人の就労に向けた支援に努めていますが、 今後も、ハローワークや障害福祉サービス事業所等との連携により、障害のある人への理 解や安心して働ける職場環境の整備を働きかけていくことが重要となっています。

近年は、就業率が伸び悩む状況にありますが、障害のある人の自立にとって、就労は社会とのつながりや経済的な面からも重要であるため、能力や適性に応じて働く多様な就労の場を拡大するとともに、職場定着支援などへも取り組む必要があります。

## (5)生活支援体制の充実と暮らしの場の確保

当事者アンケート及び団体・事業所アンケートでは、障害のある人の地域での自立のため、在宅やグループホーム等での生活支援が求められています。

また、障害のある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、ライフステージにあった地域での暮らしを支援し、さまざまな社会生活上の課題やニーズに対応した支援体制の整備が必要になっています。

市では、市独自のグループホーム新規開設推進補助金制度を創設し、新規開設を促進し住まいの場の確保に努めてきました。しかしながら、障害のある人の意志決定支援の推進に加え、障害の重度化や高齢化に伴い、重度障害者等の地域生活とその家族を支える支援が課題となっています。

#### (6)災害時の安全の確保

当事者アンケートの結果では、災害時の準備や避難行動についての意識が低い一方、災害時の避難所での生活に不安を持つ人が多くなっています。避難所での不安については、必要な薬が手に入らない・治療が受けられないことが最も多くなっていますが、障害の種別により不安要素は分かれています。

市では、地域での自主防災組織の活性化を促進しており、また災害等の緊急時の情報伝達手段の整備を図るなど、要援護者の災害時の安全確保に努めています。今後も障害の特性に応じた個別避難計画の作成や避難所における個別対応等の対策が、早急に必要となっています。

障害のある人が、災害時の要援護者として日常的に把握され、また地域での防災訓練にも参加して、災害発生時には地域の協力を得ながら速やかに避難し、安心して生活できるように、体制を整備・充実することが必要です。

## (7) 移動支援の整備と外出支援の充実

当事者アンケートの結果では、障害のある人や障害のある子どものいずれにおいても、 前回調査と同様に移動支援サービスの利用意向が高くなっています。特に、知的障害のあ る人は移動支援へのニーズが高くなっています。

団体・事業所アンケートでは、移動支援に加え、ヘルパーなどの外出支援の充実もあげられています。

市では、デマンド型交通「乗合タクシーむすブン」やコミュニティバス、路線バスなどあらゆる方にとって分かりやすく使いやすい公共交通ネットワークを維持するとともに、「むすブン」にはユニバーサルデザインの車両を導入するなど、交通機関におけるバリアフリー化に努めています。

また、重度障害のある人にタクシー利用券を交付する障害者移動支援事業を実施することで、円滑な移動支援や社会参加等を促進しています。

今後も、障害のある人や子どもの外出支援の一層の充実を図ることが必要です。

## 第3章 計画の基本的な考え方

## 1. 計画の基本理念

本計画は、障害のあるなしにかかわらず、すべての人が互いに尊重してその存在を認めあい、住みたい地域で自分らしく、安心して暮らせる共生社会を目指し、基本理念を「互いに尊重しあい 住みたい地域で 自分らしく暮らせるまちにしわき」とします。

この基本理念に基づき3つの基本目標を設定し、それぞれについて施策の方向をまとめています。

## 基本理念

## 互いに尊重しあい 住みたい地域で 自分らしく暮らせるまち にしわき

## 基本目標

- I ひとりひとりが尊重される社会をめざして
- Ⅱ 自分らしい暮らしをめざして
- Ⅲ 共に支え合う地域をめざして

### 2. 基本目標

## I ひとりひとりが尊重される社会をめざして

ひとりひとりが尊重される社会を形成するためには、障害のある人に対する社会的偏見や差別等の社会的障壁を取り除くこと(心のバリアフリー)が大切です。

障害への理解と合理的配慮の促進を図るとともに、基本的人権を保障する権利 擁護施策の推進に努めます。特に、障害のある人に対する虐待については、絶対 にあってはならないとの認識のもと、虐待の防止と早期発見に取り組みます。

また、障害のある人に配慮した移動しやすい道路交通環境等の整備や住環境の バリアフリー化を図り、障害のあるなしにかかわらず誰もが利用しやすいユニバーサルデザインの視点を踏まえたまちづくりを推進します。

障害のある人の障壁となるすべてのバリアの解消に努め、ひとりひとりが尊重 される社会をめざします。

## Ⅱ 自分らしい暮らしをめざして

障害のある人が自分らしく暮らしていくためには、ライフステージおける課題に対応した切れ目のない支援が必要です。各種健診による早期発見から治療へつなげるとともに、特に乳幼児期からの早期療育の支援を充実することが重要です。障害のある子どもの成長期を支えていくため、保健・医療・福祉・教育等の連携をより強化し、子どもの個性と能力を最大限に伸ばすことができるよう、きめ細かな支援を引き継ぎ、保護者を含めた相談支援体制の整備を図ります。

また、障害のある人が、適性と能力に応じて、継続して働けるよう関係機関や 事業所等と連携し、就労訓練や雇用に向けて企業の職場環境の整備を働きかけ、 就労への取組等に対する支援を充実し、自分らしい暮らしの実現をめざします。

## Ⅲ 共に支え合う地域をめざして

障害のある人が、地域で自立して安心して暮らしていくためには、経済的な安定への支援はもとより、生活全般に対する支援は欠かせません。特に多様化・複雑化する相談支援体制や生活支援体制の充実に加え、わかりやすい情報提供体制の充実に努めます。また、障害者スポーツや芸術文化活動を支援するとともに、主体的な社会活動への参加を促進するため、交流の機会の拡充や地域で支え合うボランティアへの意識の醸成を促進します。

災害時の支援など暮らしの安全につながる対策を推進し、誰もが役割を持ち、 時に支え合うことで、孤立せずに安心して自分らしい生活を送ることができるよ う、障害のある人だけでなく、すべての人が生きがいを持つことができ、共に創 っていく地域づくりをめざします。

### 3. 重点取組

障害者施策については、差別解消に向けた取り組みや生活支援体制の充実、社会参加の拡充、就労支援等多岐にわたる分野での様々な取組を展開していく必要があります。

その中でも、特に本計画の期間中に重点的に推進する取組として、障害のある 人を取り巻く社会環境の変化や法制度の動向を踏まえて、次の5項目を、本計画 における重点取組とします。

切れ目のない支援と教育 心のバリアフリーと権利 擁護施策の推進 の充実 (基本目標 I -1・2) (基本目標Ⅱ-4・5) 5つの 暮らしの安全・安心の 就労支援の推進 確保 重点取組 (基本目標Ⅱ-6) (基本目標Ⅲ-7) 相談•生活支援体制 の充実 (基本目標Ⅲ-1・2)

### 4. 施策の体系

#### 基本理念

## 互いに尊重しあい 住みたい地域で 自分らしく暮らせるまち にしわき

#### 基本目標

#### Ι

ひとりひとりが尊重される 社会をめざして

(人権啓発・相互理解) (生活の質の向上)

#### 施策の方向

- 1. 心のバリアフリーの推進
- 2. 障害のある人への虐待防止と権利擁護施策の 推進
- 3. 行政等における合理的配慮の充実
- 4. ユニバーサルデザインを考慮したまちづくり
- 5. 移動・交通手段の整備

#### I

自分らしい暮らしをめざして

(保健・医療)

(教育・療育)

(雇用・就業)

#### 1. 保健・医療の充実

- 2. 医療的ケア児・者の支援体制の充実
- 3. 早期療育・切れ目のない支援の充実
- 4. 学校教育の充実
- 5. 就労支援の推進

#### Ш

共に支え合う地域をめざして

(生活支援) (交流·協働) (防災)

#### 1. 相談支援体制の充実

- 2. 生活支援体制の充実
- 3. わかりやすい情報提供の充実
- 4. 経済的安定への支援
- 5. 共に支え合う地域福祉の推進
- 6. 居場所・生きがいづくり支援の充実
- 7. 暮らしの安全・安心の確保

#### 政策指標

障害のある人もない人も、互いに理解し、尊重し合っていると感じる市民の割合 令和6年:40%

## 第4章 施策の展開

## 基本目標 I ひとりひとりが尊重される社会をめざして

#### 基本施策

- 1. 心のバリアフリーの推進
- 2. 障害のある人への虐待防止と権利擁護施策の推進
- 3. 行政等における配慮の充実
- 4. ユニバーサルデザインを考慮したまちづくり
- 5. 移動・交通手段の整備









## 基本施策1 心のバリアフリーの推進

重点

#### ■現状と課題

様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合いながら障害のある人に対する社会的偏見や差別等の社会的障壁を取り除くこと(心のバリアフリー)が大切です。そのためには、ひとりひとりが具体的な行動を起こし継続することが必要です。

また、当事者アンケート及び団体・事業所アンケートでは、市民の障害及び障害のある 人に対する理解を深める活動の充実が求められています。

障害についての理解を深め、障害のある人に対する、障害を理由とする不当な差別を解消し、合理的配慮を促進することにより、障害のあるなしにかかわらず、基本的人権が守られ、自立して安心して暮らせるような社会をつくることが必要です。

#### ■施策の方向

#### (1) 障害理解の促進、意識啓発

市のホームページや広報紙など様々な媒体を活用して、「障害」に対する正しい理解 の促進を図ります。

また、障害のある人への理解を深めるとともに、障害のある人の人権を尊重し、互いに認めあい、地域の中で安心して生活できるよう、知識理解の学習・講演会だけでなく体験学習の機会を設けるなど教育・啓発活動を推進します。

#### (2) 障害者週間等における周知・啓発の推進

「障害者週間」(12月3日~9日) や手話言語の国際デー(9月23日)等の周知、「人権文化をすすめる市民運動」推進強調月間講演会、いきいきふれ愛まつり、人権研修会等の開催を通じて、障害のある人への理解を深めるための啓発活動を推進していきます。

#### (3) 学校・地域における福祉教育の推進

次世代の地域福祉の担い手になる子どもたちに対して、障害のある人について正しく 理解し、助け合い・思いやりの心を持って行動できる力を身につけられるよう、学校や 地域が連携・協働し、異世代間交流やボランティア体験を通じて共感を育み、すべての 人々が共に生き、共に育つ地域福祉の実現をめざす福祉教育活動の充実を図ります。

障害者差別解消法では、障害を理由とした差別の禁止に加え、行政機関等及び事業者に対して、障害のある人への障害を理由とする「不当な差別的取扱い」を禁止する合理的配慮の提供の義務化が新たに定められています。

当事者アンケートの結果では、障害を理由とした差別を受けた人は 約14%と前回調査 よりは改善しているものの、一定数の人が差別を受けている状況にあります。差別を受けた場所として最も多かったのは職場で、40%を超えています。

関係者や企業、市民のより一層の意識の向上を図るとともに、制度の周知等が課題となっています。

#### ■施策の方向

#### (1) 虐待防止に向けた相談支援体制と意識啓発

障害者相談支援事業所と連携し、虐待に対する援助を行う相談支援体制の充実を図る とともに、障害のある人の権利擁護と虐待防止の対応や市民の意識啓発に努めます。

## (2) 差別解消と合理的配慮の促進

「西脇市障害者差別解消の推進に関する取組方針」に基づき、関係機関等と連携し、 市民向け講演会の開催や企業や学校における研修会等の実施を促進し、障害に対する知 識や合理的配慮の理解を深めていきます。

#### (3) 成年後見制度の利用促進

成年後見制度の利用が必要な人に繋がるよう相談窓口の周知を行うとともに、成年後 見制度利用支援事業の報酬費用の負担助成制度を継続し、利用の促進を図ります。

また、意思決定支援と権利侵害の回復支援を行う権利擁護支援を行い、本人の自立と 社会参加が可能となるよう、権利擁護支援に関する地域連携ネットワークの構築の検討 を進めるとともに、弁護士等の専門職後見人だけでなく、法人後見人の人材の育成に向 けた研修の実施や市民後見人等の養成に努めます。

## 基本施策3 行政等における合理的配慮の充実

#### ■現状と課題

障害者差別解消法に基づき、行政機関はその事務または事業を行うにあたり、障害のある人から社会的障壁(バリア)の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施については負担が過重でないときは、障害のある人の権利利益を侵害することとならないよう、必要かつ合意的な配慮をしなければなりません。

市では、「西脇市障害者差別解消の推進に関する職員対応要領」に基づく研修等により 障害者差別に対する意識啓発を推進し、合理的配慮の義務化に対する周知の徹底が求められています。

#### ■施策の方向

#### (1) 市職員による適切な対応

市役所の窓口等において、保健・医療・福祉関係部署の職員だけでなく、全ての市職員が、障害のある人に対する理解と認識を深め、障害を理由とする不当な差別的取扱いが行われないよう適切な対応を行います。「西脇市障害者差別解消の推進に関する職員対応要領」に基づき、定期的な研修を実施し資質の向上に努め、合理的配慮の義務化を徹底します。

#### (2) 選挙等における配慮の充実

障害のある人の選挙権行使を保障するため、障害特性に応じた選挙等に関する情報提供を充実するとともに、投票所での投票環境を整備し、障害のある人へ適切に対応ができるよう配慮します。

## 基本施策4 ユニバーサルデザインを考慮したまちづくり

#### ■現状と課題

「高齢者、障害者等の移動の円滑化に関する法律(以下、「バリアフリー新法」という。)」の施行により、高齢者や障害のある人の建物や交通機関における移動を円滑にするため、利用者数や施設の規模により、駅や空港・ビル・ホテル・飲食店など様々な施設でハードとソフトのバリアフリー化が義務づけられています。

市内の主要道路については、障害のある人等が安心して移動できる歩行空間を確保する ために、幅の広い歩道を整備しています。また、都市公園トイレの水洗化や園路改修など バリアフリーやユニバーサルデザインの視点を取り入れた整備に努めています。

ユニバーサルデザインを考慮したまちづくりは、障害のあるなしにかかわらず、誰もが 利用しやすい社会環境が整備され、快適で安心して住みたいまちにするために、継続的に 取り組んでいく必要があります。

#### ■施策の方向

#### (1) 障害のある人に配慮したまちづくりの推進

障害のある人が暮らしやすい社会環境の整備に向け、バリアフリーとユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくりを推進します。また、バリアフリー新法や兵庫県福祉のまちづくり条例の普及・啓発に努めます。

#### (2) 道路交通環境や公園整備の推進

道路や都市公園等のバリアフリー化や利用環境改善に努めるとともに、誰もが安全で 安心して利用できるようユニバーサルデザインの視点を取り入れた整備を進めます。

#### (3) 交通バリアフリーの推進

障害のある人が自らの意志により外出することで、日常生活・社会生活の自立を果たすことができるよう、市内の公共交通網の改善を図るとともに、各事業者と連携しながら交通機関におけるバリアフリー化に努めます。

#### (4) バリアフリー情報の充実

市ホームページで公開しているバリアフリー情報の周知と利用の拡大を図るととも に、定期的に更新し、内容の充実に努めます。

## 基本施策5 移動・交通手段の整備

#### ■現状と課題

当事者アンケートの結果では、障害のある人や障害のある子どものいずれにおいても、 前回調査と同様に移動支援サービスの利用意向が高くなっています。特に、知的障害のあ る人は移動支援へのニーズが高くなっています。

市では、デマンド型交通「乗合タクシーむすブン」やコミュニティバス、路線バスなどあらゆる方にとって分かりやすく使いやすい公共交通ネットワークを維持するとともに、「むすブン」にはユニバーサルデザインの車両を導入するなど、交通機関におけるバリアフリー化に努めています。

今後も、障害福祉サービスの移動支援等により、障害のある人や子どもの外出支援の充実に努め、公共交通機関等の整備と併せて一層の充実を図ることが必要です。

#### ■施策の方向

#### (1)公共交通機関の充実

デマンド型交通「乗合タクシーむすブン」やコミュニティバス、路線バスなどの充実を図るとともに、障害のある人に配慮した車両や設備の整備など、利用する人すべてが安心・安全に利用できる公共交通機関の充実をめざします。また、交通機関従事者等による筆談対応や誘導等、合理的配慮についても引き続き働きかけを行います。

#### (2) 移動支援の促進

障害のある人が自らの意思で外出し、様々な形で社会参加を果たすことができるよう 移動中の介助や、タクシー利用料金の一部を助成し、移動を支援します。

また、障害のある人が就労等のために運転免許の取得に要した費用や、重度の身体障害のある人が自動車の改造に要した費用の一部を助成します。

#### (3) 交通マナーの向上に向けた啓発

障害のある方などのための駐車スペースを適正に利用するために、兵庫県が実施するゆずりあい駐車場利用証制度の周知や普及により、駐車マナーやモラルの向上を図るとともに、障害のある人に関するシンボルマークの啓発等に努めます。

## 基本目標Ⅱ 自分らしい暮らしをめざして

#### 基本施策

- 1. 保健・医療の充実
- 2. 医療的ケア児・者の支援体制の充実
- 3. 早期療育・切れ目のない支援の充実
- 4. 学校教育の充実
- 5. 就労支援の推進



※太字は重点取組

## 基本施策1 保健・医療の充実

#### ■現状と課題

障害福祉サービスの利用者数の増加や高齢化に伴い、多様なニーズに柔軟に対応できる 支援体制を構築するために保健・医療・福祉が連携し、相互に補完し合う体制づくりが必 要です。特に高齢化による高齢者施策と障害者施策の連携した取り組みが重要であり、課 題となっています。

精神疾患については、正しい知識を持つことで、発病を予防し、初期の段階で気づき早期に医療につなげることが重要です。精神疾患への理解は不十分であり、市民に対して精神疾患への理解を深めるとともに、偏見や差別を克服していくための情報提供が必要です。

また、市では指定難病患者は、年々増加する傾向にあり、経済的負担の軽減が課題となっています。

#### ■施策の方向

#### (1)保健・医療・福祉の連携体制の構築

障害のある人のニーズに応じた適切なサービスを提供するため、保健・医療・福祉が連携し、相互に補完し合う体制づくりが必要です。地域包括支援センターと障害者相談支援事業所の連絡会議等を定期的に開催し、65歳年齢到達時の介護保険サービスへの移行など障害児・者の関係機関との連携強化、支援の充実を図ります。

#### (2) 精神保健福祉事業の推進

精神疾患の早期治療の促進及び精神障害者の社会適応力の向上を図るため、専門医による相談を継続するとともに、窓口の周知を図ります。また、市民に精神疾患への理解を深めるための情報提供を強化します。

#### (3) 難病患者への支援

難病患者の医療費の経済的負担を軽減するために「指定難病特定医療費助成制度」の 周知を図ります。

## 基本施策2 医療的ケア児・者の支援体制の充実

#### ■現状と課題

医学の進歩を背景として、NICU等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引等の医療的ケアが日常的に必要な子どもたち(医療的ケア児)が増加しています。医療的ケア児やその家族への支援は、医療、福祉、保健、子育て支援、教育等の多職種連携が必要不可欠であり、医療的ケア児とその家族が心身の状況に応じた適切な支援を受けられる体制の整備が求められています。

市では、相談窓口のわかりにくさに加え、医療的ケアが必要な子どもを受け入れる事業 所や人材不足を解消し、適切な支援の提供と在宅で看護を主に担う家族の心身の負担軽減 や支援体制の充実が求められています。

#### ■施策の方向

#### (1) 医療的ケア児・者の相談支援体制の整備

相談支援体制の整備として、医療的コーディネーターの配置等に向けた人材育成を進め、相談窓口の明確化を図ります。

#### (2) 医療的ケア児・者の受入体制の整備促進

医療的ケア児・者の受入体制の整備のために、民間事業所と医療機関等との連携した 人材育成・確保支援を推進します。

#### (3) 医療的ケア児・者の総合的な支援促進

在宅で生活を送るために、身近な地域でサービスを利用できるよう環境整備を推進します。また、家族に対する支援体制を整備するため、地域での医療、福祉、保健、子育て支援、教育等の様々な機関との連携を強化します。

障害のある子どもの支援については、健診や相談等を通じて乳幼児の障害の早期発見を 図り、療育の必要があると判断された子どもを対象に、障害の特性に合わせた早期療育、 障害児保育等に取り組んでいます。

療育を必要とする子どもは年々増加しており、専門的な知識を持った人員の確保と受け 入れができる施設整備や相談窓口の明確化が課題となっています。

障害の早期発見と早期療育を充実するとともに、保護者の悩み・心配の相談に対応できる体制の充実を図り、将来への不安を軽減できるよう体制を整える必要があります。

また、子どもの生活の場に応じたサポートファイルを作成し、教育的支援や配慮事項を 就学先の学校へ確実に引き継ぐなど、ライフステージにおける切れ目のない一貫した支援 が求められています。

#### ■施策の方向

#### (1)早期療育体制の充実

妊産婦健診や乳幼児健診、乳児相談等できる限りの機会を通じて、発達に課題が認められる子どもを早期に発見し、多方面の相談窓口から療育機関へ繋ぐ体制の充実を図るとともに、療育教室等の利用を通じて、家庭、保健師や関係機関との連携を強化し、早期療育の取組を図ります。

#### (2) 切れ目のない支援体制の充実

支援が必要な子どもが就学に向けて、就学前から教育・保育施設等を含め課題や情報 共有を図り、就学後の療育へスムーズに移行できるよう連携を強化します。そのために、 サポートファイルを作成し、教育的支援や配慮事項を就学先の学校と情報を共有しライ フステージにおける切れ目のない一貫した支援を受けられるようにします。

#### (3)発達障害のある子ども及び保護者への支援

発達障害のある子ども等の増加に伴う支援の充実が求められています。早期発見、切れ目のない支援が有効であることから、幼少期から成人期までのライフステージにおける支援と保健、医療、教育、福祉等が連携する支援体制の構築に努めます。

互いの多様性を認め合い、障害のある子どもが自分の個性と能力を発揮し、障害のあるなしにかかわらず、児童・生徒が共に学び、障害のある子どもの自立と社会参加を見据え、ひとりひとりの教育的ニーズに最も的確に応えることができるよう、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要です。

学校における福祉教育では、多様な生き方に触れ、命の大切さや思いやりの心、相手を 理解しようとする豊かな心を育むことなどが重要です。インクルーシブ教育の推進に加え、 学校施設のバリアフリー化と相談体制や支援体制の充実などが求められています。

障害のある子どもへ合理的配慮を行いながら、周りの子どもへの障害の理解を根付かせる教育が必要で、そのための教職員の人材育成や確保等が課題です。

#### ■施策の方向

#### (1) インクルーシブ教育の推進

障害のあるなしにかかわらず、児童・生徒が、地域社会の中で積極的に活動し、その 一員として豊かに生きることができるよう、可能な限り共に学ぶことができるように配 慮し、ひとりひとりの成長段階や障害の状態に応じた適切な教育がともに受けられるよ う、関係機関との連携を推進します。

#### (2)教育環境の改善

障害のあるなしにかかわらず、児童・生徒がともに授業や学校活動に参加できるよう 合理的配慮に基づく学校施設のバリアフリー化や、障害に適応した教育を実施する上で 必要とする設備整備を推進します。

#### (3)特別支援教育の推進

各学校に校内委員会の設置及び特別支援教育コーディネーターを配置し、ひとりひとりのニーズに応じた指導について、個別の教育支援計画を作成して支援します。

#### (4)教職員の資質向上と支援体制の充実

特別支援教育の充実のため、特別支援コーディネーターや特別支援学級担当者を対象に研修を実施し、職員の障害に対する理解や特別支援教育に係る専門性を深める取組を推進し、障害のある児童・生徒の状況に応じた支援ができるよう体制整備を図ります。

就労は、障害のある人が経済的に、また誇りを持って生活を送るために重要です。

現状としては、就業率が伸び悩む状況にあり、能力や適性に応じて働ける多様な就労の 場を拡大するとともに、職場定着支援、能力開発支援などへ取り組む必要があります。

ハローワークや障害福祉サービス事業所等との連携により、障害のある人への理解や職場環境の整備をしていくことで、安心して働ける環境づくりを推進します。

一方、障害のある人が就職活動をする上で、体力的・精神的な不安の解消、相談先に、 障害のある人に対する求人・企業の受け入れ環境に関する情報の少なさ、労働時間が合う 求人の少なさなどが課題となっています。就労に関する相談先の情報提供、労働時間など 労働条件が合う求人などが求められています。

また、障害のある人の雇用環境の充実はもちろんのこと、就職後の支援や悩みを相談する支援体制の充実が必要です。市では、法定雇用率の達成をめざすとともに、北播磨就業・生活支援センターと協力して就労定着支援を行い、障害者優先調達推進法に基づき、障害福祉サービス事業所の物品やサービスの調達を推進するこことで、障害のある人の工賃向上への支援を行っています。

当事者アンケートの結果では、実際に差別を受けた場所では職場が最も多く、就労定着の妨げの要因の一つとなっているとみられます。障害者差別解消法では、事業者に合理的配慮を求めていることからも、障害の特性に応じた配慮や、障害そのものに対する正しい理解が必要です。

このような障害者雇用の促進と、就職から職場定着までの一貫した支援体制の構築が、課題となっています。

#### ■施策の方向

#### (1)情報の収集・提供及び就労支援の充実

ハローワークと連携し、就労に係る情報収集を進めるとともに、特別支援学校、特別 支援学級及び就労移行支援事業所等への情報提供を図ります。また、ハローワークや障 害者就業・生活支援センター、障害福祉サービス事業所等の関係機関との連携により、 障害のある人への就業相談から職場定着まで一貫した支援を充実します。

#### (2)企業等への雇用促進と定着支援

障害のある人が安心して継続的に働けるよう、企業等に対し、多様な障害特性についての理解の促進に努め、障害のある人の雇用促進を図ります。また、事業所内で障害者を支援するサポーターの育成を促進し、ハローワークや北播磨就業・生活支援センター、就労支援事業所等による就労後の定着支援を進めます。

#### (3) 福祉的就労等の充実

一般就労が困難な障害のある人については、障害福祉サービスの充実を図り、働く機 会や場の提供、一般就労に向けた能力向上のための支援を行います。

#### (4) 障害特性に応じた多様な就業支援

精神障害や発達障害など障害特性に応じた就業形態、就労定着支援等の充実を図り、障害のある人のニーズにあった就業支援に努めます。

#### (5) 障害のある人の工賃向上への支援

障害のある人の経済的自立のために、障害者優先調達推進法に基づき、市において物品やサービスの調達を推進するとともに、障害福祉サービス事業所等の製品の販路拡大や有効な支援を行います。

## 基本目標Ⅲ 共に支え合う地域をめざして

#### 基本施策

- 1. 相談支援体制の充実
- 2. 生活支援体制の充実
- 3. わかりやすい情報提供の充実
- 4. 経済的安定への支援
- 5. 共に支え合う地域福祉の推進
- 6. 居場所・生きがいづくり支援の充実
- 7. 暮らしの安全・安心の確保





※太字は重点取組

## 基本施策1 相談支援体制の充実

重点

#### ■現状と課題

障害のある人が身近な地域で相談支援を活用でき、本人の望む障害福祉サービスの支援を受けながら自分らしい生活を送ることができるよう、基幹相談支援センターの設置など、相談支援体制の充実を図ってきました。

当事者アンケートの結果では、主な介助者(親や配偶者等)の困っていることについては、介助のために心や気持ち、体が疲れているとの回答が増加し、介助による心身の疲れがみられます。

近年、相談件数は年々増加し、基幹相談支援センターを中心とした相談支援事業所と連携し、相談業務に対応してきましたが、相談内容は複雑化、多様化しています。また、障害のある人とその家族が社会から孤立するケースもでています。複合的な課題にも対応できるよう、包括的な相談支援体制の充実が課題となっています。

#### ■施策の方向

#### (1) 相談支援事業の充実

基幹相談支援センターが地域における相談支援の中核的な役割を果たしており、今後も地域の相談支援事業所に対する情報共有や指導、助言等の支援を行い、相談支援専門員の質の向上を図り、障害特性や複雑化、多様化する相談内容に応じたきめ細かな支援を提供できるよう、相談支援体制の充実を図ります。

#### (2) 相談活動等の充実

相談支援専門員や民生委員・児童委員への相談等、身近で気軽に相談できる体制の拡充に努め、相談支援専門員等の質の向上を図り、複雑化、多様化する対象者からの相談内容に応じた適切な対応や関係機関と連携した相談体制の充実をめざします。

また、障害のある人のみでなく、その家族が抱える問題や課題解決に向けて、関係機関と連携を図り、家族への支援を推進します。

さらに、レスパイトケアにもつながる気軽に相談できる場所(体制)の提供と充実を 図り、障害のある人同士が出会い、交流し、お互いの悩みや不安について話し合うこと で問題の共有や相互理解のためのピアカウンセリングを促進します。

#### (3) 相談支援ネットワークの構築

相談機能の一層の向上に向け、保健・医療、教育、福祉等の関係機関、サービス提供事業者や法人、民生委員・児童委員等と連携を図るなど、相談支援ネットワークの構築に努めます。

#### (4) 重層的支援体制の充実

様々な生活上の問題が複雑化し、または複合的にからみあって、生活のしづらさを抱えている人や家庭が、孤立せずに地域での生活が続けられるように、子ども、障害のある人、高齢者、生活困窮者等、分野や属性を越えて関係機関同士が連携・協働し、包括的に支援する体制を図り、ひとりひとりに適した継続的な支援をしていきます。

障害者総合支援法に基づき、障害のある人が基本的人権のある個人としての尊厳にふさわしい日常生活や社会生活を営むことができるように、ライフステージにあった地域での暮らしを支援し、様々な社会生活上の課題やニーズに対応した支援体制の整備が必要になっています。当事者アンケート及び団体・事業所アンケートにおいても、障害のある人の地域での自立のため、在宅やグループホームなどでの生活の支援が求められています。

そのため障害福祉サービス等の質的・量的な充実や障害のある人の意志決定支援の推進などが求められています。

また、障害の重度化や高齢化に伴い、重度障害者等の地域生活とその家族を支える支援も課題となっています。

#### ■施策の方向

## (1) 障害福祉サービス等の質的・量的充実

障害福祉サービスの利用者が多様化する中、障害のある人が、地域で自立した生活が 送れるよう、サービス提供事業所や関係機関と連携し、利用者個々のニーズと実態に応 じた障害福祉サービス等の質的、量的充実を図ります。

#### (2) 意思決定支援の普及啓発

障害のある人が、可能な限り自分の生活を自らの意思で決定できる機会を保障し、自分らしく地域生活を営むことができるよう、意思決定を支える環境の整備を図るため、 意思決定支援の普及啓発等を行います。

#### (3) 居住環境への支援

介助を必要とする65歳以上の高齢者や重度の身体に障害のある人を対象に、日常生活における居住環境の改善を図るため、住宅改造費用の助成や、住まいの改良相談員を設置し、相談・助言を行います。また、賃貸契約住宅への入居に必要な調整等について支援します。

#### (4) 地域生活支援拠点の整備と充実

障害のある人が、地域において安心して自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、地域生活支援拠点を整備し、地域全体で支えるサービス提供体制の充実を図ります。

## 基本施策3 わかりやすい情報提供の充実

#### ■現状と課題

障害は多岐にわたっており、視覚障害、聴覚障害、言語障害等のある人に対して、状況 に応じた適切なコミュニケーション手段の確保と情報提供は不可欠であり、意思疎通支援 の充実が求められています。

市では視覚障害のある人に、広報にしわきの内容を録音したCDの送付、聴覚障害のある人を対象に、ホームページ上に手話の動画を掲載などわかりやすい情報提供を行っています。また、聴覚障害のある人の生活を支援するために、手話通訳者や要約筆記者の派遣をしています。

さらに、情報化社会の急速な進展に対応しながら、情報のバリアフリー化を推進し、情報アクセシビリティの向上を図るための新たな取り組みとして、ICTの導入など、コミュニケーションの手段を広げることも重要な課題となっています。

#### ■施策の方向

#### (1) 必要な情報提供の充実

市が発行する広報紙、障害者福祉のしおり、パンフレット等については、音声データの作成や読みやすい字体(ユニバーサルデザインフォント)の活用等、様々な障害のある人に配慮した情報提供の充実を図ります。

#### (2)情報のバリアフリー化(情報アクセシビリティ向上)の推進

ホームページにおける行政情報の提供においては、すべての人が利用しやすいよう行政情報の電子化により、障害のある人が情報や機能を支障なく利用できるようウェブアクセシビリティ(ウェブの情報伝達の保障)の向上やデジタルディバイド(情報格差)への取組に努めます。

#### (3) 意思疎通支援の推進

情報提供の円滑化とコミュニケーション手段の充実のため、手話通訳者や要約筆記者等派遣事業等により、意思疎通支援を行います。

また、手話奉仕員養成講座、要約筆記者養成講座、手話通訳者養成講座などを実施し、 意思疎通支援者の育成に努めます。

## 基本施策4 経済的安定への支援

#### ■現状と課題

障害のある人が安心して生活するために、経済的な安定は重要なことです。市では障害年金や各種手当、助成制度、減免制度等により、個々の状況に応じた支援を図ってきました。

しかし、各種手当や制度の認知度が十分でないことから、さらなる周知、受給や利用促進の工夫が必要です。

#### ■施策の方向

#### (1) 障害年金・障害のある人への手当等の周知と利用促進

経済的安定のために障害年金や特別障害者手当、障害児福祉手当、特別児童扶養手当、福祉年金等の支援制度を継続するとともに、制度を必要としている人(受給該当者)が利用できるよう支援します。

#### (2) 医療費給付等の周知と利用促進

医療福祉費支給制度や自立支援医療の給付等について継続を図るとともに、利用の促進と制度の周知に努めます。

#### (3) 各種減免制度の利用促進と周知

公共料金の減免や税の控除・減免等の各種減免制度、交通機関の割引などについての 利用促進を図り、障害者福祉のしおりやホームページでの周知に努めます。

#### (4) 障害のある生活困窮者への支援

障害のある生活困窮者に対して、関係機関等と連携し、生活や就労に対して支援を行うとともに、制度の周知に努めます。

## 基本施策5 共に支え合う地域福祉の推進

#### ■現状と課題

障害のある人の生活を理解し見守ることのできる地域づくりをめざし、地域福祉を担う 民生委員・児童委員や社会福祉協議会等の関係機関と連携し、障害のある人が安心して生 活するための活動の場、また交流できる集いの場を創出するなどの地域づくりの推進に努 めます。

しかし、ボランティア活動の担い手不足が課題となっており、ボランティア人材の確保 と育成が急務となっています。また、障害者団体においても、会員の高齢化や会員数が減 少しており、サービス提供事業所においても、職員のなり手不足が課題となっています。 これらの交流活動を推進するために、積極的な支援が必要とされています。

#### ■施策の方向

#### (1) ボランティアの人材育成

西脇市社会福祉協議会と連携し、ボランティアに関する各種講座等の開催を支援し、ボランティアへの市民理解を促進するとともに、市民ボランティアの育成や地域の身近なサポーターの養成を推進します。また、障害のある人も自らボランティア活動に参加できるような仕組みづくりを推進します。

#### (2)交流活動の情報提供と参加促進

障害のある人の社会参加を促進するために、各種イベント情報や活動プログラムなどの情報提供を図るとともに、手話通訳の配置等、社会参加しやすい環境づくりを推進します。

#### (3) 障害者団体への支援の充実

各障害者団体が実施するイベント情報等の周知を継続的に行い、主体的な活動を支援 していきます。また、障害のある人やその家族、市民等が自主的、自発的に行う障害の ある人を支援する活動の費用の一部を助成します。

## 基本施策6 居場所・生きがいづくり支援の充実

#### ■現状と課題

障害のある人が、学校卒業後も生涯を通じて、自らの可能性を追求しつつ、地域の一員として豊かな人生を送ることができるよう、スポーツ、文化等の様々な学習機会の整備が必要とされています。スポーツや文化芸術活動は、障害のある人の生活を豊かにするとともに、市民との交流により、障害への理解を深めることにもつながります。

市では障害者スポーツ大会等への参加支援や、視覚に障害がある人が学ぶ青い鳥学級、 障害者水泳教室にこにこスイミングなどを実施しています。

今後も障害の種別、程度にかかわらず、誰もが気軽に参加できるスポーツや文化芸術活動等の機会を拡大していく必要があります。

#### ■施策の方向

#### (1) 障害のある人の居場所づくり

障害のある人の創作的活動又は生産活動の機会を提供する場として、社会との交流の 促進する地域活動支援センター事業の運営を支援します。また、安心して利用できる居 場所の充実に努めます。

#### (2) 障害者スポーツの推進

障害のある人が安全に楽しみながらスポーツ活動に参加できるような環境整備をするとともに、スポーツ活動を通した市民との交流を進め、障害のある人への理解の促進を図ります。障害のある人とない人との交流については、関係団体と連携しながら、誰もが交流できる障害者スポーツ大会等への参加を支援します。

#### (3) 文化芸術活動の推進

障害のある人が文化芸術活動を通じて、その個性を発揮し、自己実現や社会参加ができるよう支援します。今後、関係各課と連携しながら、障害のある人もない人も、共に活動できる場の提供を検討していきます。

#### (4) 多様な学習活動の充実

障害のある人が主体的に学ぶことができる機会の場を提供し、生涯学習環境の整備と ともに合理的配慮を行い、幅広く参加できる講座の開設や多様な学習活動の機会の充実 を図ります。

暮らしの安全・安心を確保するためには、居住する地域において、近年多発する台風、 集中豪雨による水害や大地震等の災害や犯罪等から身を守る、生活の安全対策が必要です。 市では災害時の個別避難計画の策定を行っており、障害のある人が、災害時の要援護者 として日常的に把握され、また地域での防災訓練にも参加して、災害発生時には地域の協 力を得ながら速やかに避難し、安心して生活できるように、体制を整備・充実することが 必要です。また、自主防災会による避難時や避難先の対策や備えについて、災害発生前に 地域全体で考えておくことが求められています。

防犯対策は、障害のある人もない人も共通の取り組みであり、地域での見守りや県、警察等と連携が必要です。

#### ■施策の方向

#### (1) 防災意識の向上

障害福祉サービス事業所等と連携し、障害のある人やその家族に災害時の避難場所や 準備の情報、支援体制についての情報発信を図ります。さらに、障害者手帳交付時に防 災に関する情報提供を行うとともに、避難行動要支援者支援制度の周知を図ります。

#### (2) 災害時の地域支援体制の整備

災害発生後も継続して医療、福祉サービスを提供することができるよう、関係機関と 連携し、地域で支える仕組みを整備していきます。また、避難所での情報発信について、 障害特性に合わせた多様な情報発信に努めます。

#### (3) 障害のある人に配慮した防災対策の推進

災害時避難行動要援護者の個別避難計画を作成し、障害のある人とその家族の避難行動や、避難先での備えについて、地域の自治会とともに整備していきます。また、長期の避難生活を要する際に、障害特性に応じた支援ができる福祉避難所の体制の整備や確保に努めます。

医療的ケア児・者に対する災害時の対応は、今後、障害福祉サービス事業所、医療機関、保健所等も含めて、支援体制のあり方についての協議を進めます。

#### (4) 防犯対策の推進

障害のある人の交通事故や犯罪被害を抑止し、安全な暮らしを守るため、障害特性に 応じた情報発信や啓発に努めます。また、あんしんは一とねっと事業等による地域での 見守り活動を推進します。